

(一社)福島県電設業協会 事故等連絡マニュアル

1 目的

本マニュアルは、工事現場において事故等が発生した場合の連絡体制を明確にし、情報の共有化と事後の的確な対処に資することを目的とする。

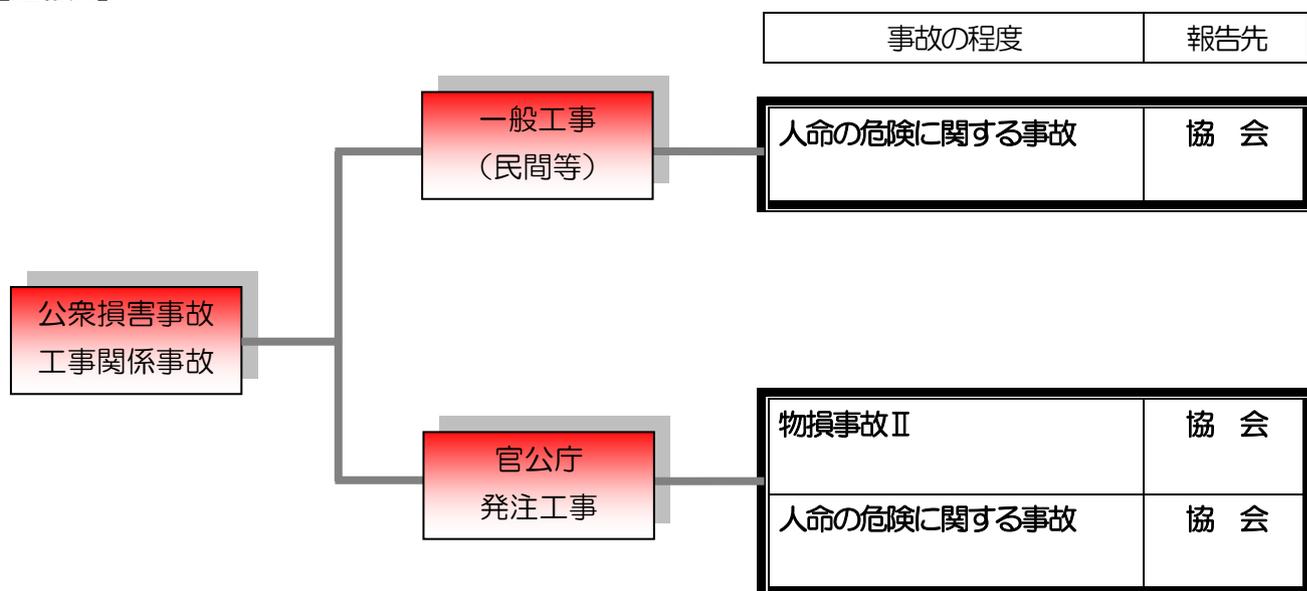
2 対象とする事故等

協会会員が施工する工事現場での事故を対象とする。

3 連絡体制

(1) 連絡体制図

【連絡先】



(2) 事故の程度用語の定義 (福島県建設工事等入札参加資格制限措置要領別表措置基準による)

- ・物損事故Ⅱ：その事故に係る損害額の総額が 100 万円以上の場合又は工事事務により公衆の社会生活へ大きな影響を与えた場合。
- ・人命の危険に関する事故：死亡事故。
- ・協 会：(一社)福島県電設業協会をいう。

(3) 連絡方法等

連絡は、原則として事故発生後速やかに協会に (休日は専務理事携帯) 官公庁に提出する工事現場等における「事故発生報告書「速報」」とし、緊急の場合は電話等により口頭での報告でもよい。(後日「速報」を提出する)。